

・ 印多毎月勘定をせねばなりぬ
 ・ 二軒地掛の親方より新田一冊定費ワオイテ親方から帳に
 記入する時其場の自らの帳簿に記入して貰う事一日の力
 打交う事ありませぬ
 此の事
 白瓦の屋敷取立不印

3. 3 28
 64

三月廿七日

横濱水道臨時人夫是(住一田里支村)一助陣!

労働員は住一田里支村横濱水道臨時人夫是に依りて是
 迄力状之直横濱使用とし各横濱市水道工員人夫是
 員共其力本より得る要所(住一田里支村)に依りて是
 月末九月末二回競争入札に依りて契約あり(此の下の
 各元新賃金共あること)第一三院に依りて賃金(一日廿五元)
 以下に値下せし、その下に賃金より此院同様にし入札に
 先立し賃金を対運動起し本月二十三日廿七日迄に
 手横濱市中区長崎町四丁賃金部取立役の各員
 各横濱労働者大会の南院臨時人夫是に依りて是
 此間七月外十九日新賃金起す賃金値下あり、其等
 各員水道工員に依りて是迄取立役の各員に依りて

財團 務 周